

優良浄化槽を認定 業界4団体が新制度

浄化槽の施工や保守点検に関わる県浄化槽協会など関係4団体は4月、適正に維持管理されている合併処理浄化槽を「優良浄化槽」に認定する制度を始める。

設置された浄化槽が、①合併処理浄化槽であること②正しく施工されていること③水質を良好に保っていること―などを要件に認定する。優良浄化槽には「認定シール」を交付する。

県環境検査事業団の青木勝事務局長は「浄化槽が社会基盤として安定的に機能を発揮するには、施工や保守点検、清掃などが適切に行われることが重要。認定制度を通じて、利用者や業者に適正利用の大切さを意識してもらいたい」と制度導入の狙いを説明する。

浄化槽は家庭から排出される汚水を浄化し、河川などに放流するための設備。下水道のない地域に設置され、県内に約30万基ある。本県は全国で5番目に設置数が多く、県民の2人に1人が利用している。

トイレの汚水进行处理する単独処理浄化槽と、台所や風呂などの排水も合わせて処理できる合併処理浄化槽の2種類あり、県内では単独処理浄化槽が6割を超える。合併処理浄化槽への転換も課題となっている。